

## 令和3年度（2021年度）第4回教育委員会（7月定例会）議事録

- 1 日時 令和3年（2021年）7月6日（火）  
午前9時30分から午前11時30分まで
  - 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
  - 3 出席者 教育長 古閑 陽一  
委員 木之内 均  
委員 吉井 恵璃子  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦
  - 4 議事等
    - (1) 議案
      - 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
      - 議案第2号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
      - 議案第3号 令和6年度からの熊本支援学校高等部の募集停止及び熊本はばたき高等支援学校の重複障がい学級の募集開始について
      - 議案第4号 教育機関の役付職員の人事について
      - 議案第5号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について
    - (2) 報告
      - 報告（1） 2月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について
- 5 会議の概要
    - (1) 開会（9：30）

教育長が開会を宣言した。  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する報告を行った。
    - (2) 会議の公開・非公開の決定  
教育長の発議により、議案第4号から議案第5号は人事案件のため非公開とした。
    - (3) 議事日程の決定  
教育長の発議により議案第1号から議案第3号、報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第4号から議案第5号を審議した。
    - (4) 議事
      - 議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

### 教育政策課長

教育政策課です。議案第1号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。6月定例県議会に提案した教育に関する

る議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号が6月補正予算関係の議案ですが、4ページから9ページまでが議案本文で、教育委員会関係については10ページと11ページに整理しています。

10ページは6月補正予算の総括表です。今回の補正については、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目となりますが、1億3,631万円余の増額で、その内訳を次の11ページに記載しています。

各事業の内容について御説明します。

1は、県立学校において新型コロナの影響により修学旅行を延期した場合等に発生する追加費用を支援するもの

2は、学校からのインターネット配信等を行う場合に必要となる著作物の利用許諾を学校設置者が一括して取得するための補償金

3は、山都町の道の駅整備事業に伴い矢部高校のトラクター練習場等の用地を売却したため、同校の敷地内に代替整備を行うもの

4は、各県立学校の希望を踏まえ、学校教育活動を円滑に継続するための物品の整備や、新型コロナの影響により研修機会を逸した教職員への研修支援等を行うものです。

12ページをお願いします。第11号議案「財産の取得について」です。

見開きで、左側のページに議案の本文を掲載していますが、右側の条例等議案関係（概要）に沿って説明します。

13ページの「1 取得理由」は、熊本県教育委員会において、県立高校のうち既に先行実践校として導入済のところ以外に、教育用端末等を購入するものです。

2の契約内容ですが、県北及び熊本市内の県立高校の約半数26校分で、主な機器として、端末1万1,799台、大型提示装置350台を導入します。

契約の相手方は西部電気工業株式会社熊本支社、納入期限は令和3年12月28日、契約金額は13億1,702万8,350円、契約の方法は一般競争入札（WTO）です。

3のスケジュールですが、5月の仮契約、7月の本契約を経て、9月に端末を12月に大型提示装置の導入を予定しています。

続いて、14ページ・15ページの第11号議案も同じく教育用端末等に係る「財産の取得について」です。

15ページの条例等議案関係（概要）の、1の取得理由及び3のスケジュールは先ほどの第10号議案と同様です。

2の契約内容ですが、県南及び熊本市内の県立高校の約半数24校分で、主な機器として、端末1万1,762台、大型提示装置291台を導入します。契約の相手方は株式会社レイメイ藤井、納入期限は令和3年12月28日、契約金額は12億6,047万6,800円、契約の方法は一般競争入札（WTO）です。

16ページをお願いします。第18号議案は熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。

17ページの条例等議案関係（概要）の「2 専決処分理由」にありますとおり、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**西山委員**

端末というのはデスクトップですか。モバイルですか。

**教育政策課長**

教育政策課です。教育端末ということで、通常のノートパソコンより若干小さめにはなりますが、生徒一人一人が使えるようなタブレット形式+キーボードのようなものになります。実際に県で導入するのは、Chromebook というタイプのものになります。

**西山委員**

モバイルにもなるのですか。

**教育政策課長**

はい。持ち帰りも出来るように対応していこうと思っています。

**教育長**

他にありますか。

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

**教育長**

ありがとうございました。

○議案第2号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

**教育政策課長**

教育政策課です。議案第2号「熊本県教育委員会の点検及び評価について」御説明します。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成するとされており、本日御審議をお願いするものです。

今回の点検評価ですが、令和2年度を対象としています。報告書本体は資料の最後に添付していますが、本日は「熊本県教育委員会の点検及び評価 概要」に沿って説明させていただきます。

まず、【2 報告書第1部 教育委員会の活動状況】ですが、教育委員会の開催状況や、広報の状況等について記載しています。

【3 報告書第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況】をお願いします。教育施策の実施状況について、昨年度策定しました「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って、令和2年度の状況を整理しました。全部で15の指標を設けており、このうち、4つの指標がプラン策定時から改善しています。

横ばいは3指標、悪化した指標は3指標となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による調査中止等で数字が出ていないものが5指標ありますが、引き

続き目標達成に向け課題への対応を進めていきます。

次に【4 今後のスケジュール】を御覧ください。7月21日に有識者から御意見をうかがった後、8月定例教育委員会で改めて御報告させていただき、その後、9月議会に報告します。議会後には、県教育委員会ホームページにおいて公表する予定です。

2ページをお願いします。【5 主な取組、課題・今後の方向性について】、報告書第2部に記載している内容となっています。見開きの左側のページに主な取組や課題・今後の方向性、右側のページに指標の状況を載せています。

それでは、教育プランの「基本的方向性」に沿って御報告します。資料左側を御覧ください。

最初に、「基本的方向性1：家庭・地域の教育力向上」です。ここでは、「家庭教育支援にしっかり取り組みます」を重点取組としています。

主な取組ですが、「くまもと家庭教育支援条例」の周知及び条例に基づく施策を実施し、条例認知率は2年連続で過去最高値となりました。引き続き、条例の周知と併せ、条例の理念である家庭教育の重要性の啓発や家庭教育を支援する社会的気運を醸成していきます。

また、全市町村に「親の学び」推進園を指定し、就学前施設における「親の学び」講座の普及を図りました。新型コロナの感染防止対策や、より保護者に身近なツールを活用した新たな講座を開発し、保護者の学びの機会の確保に努める必要があります。

次に「基本的方向性2：安全・安心に過ごせる学校づくり」です。

「子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります」「貧困の連鎖を教育で断ち切ります」の2つを重点取組としています。

主な取組ですが、1点目として、人権教育に係る教職員の資質や実践的な指導力を高めるための研修会等を実施しました。教職員の人権問題への基本的認識を深めるための主体的な研修が必要です。

2点目ですが、「熊本県いじめ防止基本方針」を改訂し、教職員研修の充実や情報集約担当者設置等を規定しました。今後、情報集約担当者に係る基本的な運用方針を整理します。

3点目ですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、これらの専門家と連携して対応しました。学校単独で解決が難しい問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等関係諸機関との一層の連携が必要です。

4点目ですが、経済的理由により就学の機会が奪われることのないよう、経済的支援を行いました。支援制度についての継続的な周知が必要です。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。

「“生きる力”の基礎となる学力向上を図ります」を重点取組としています。

主な取組ですが、「『熊本の学び』アクションプロジェクト」を作成し、各学校へ周知しました。今後、このプロジェクトに基づき、具体的取組を展開していきます。

また、「高校生のための学びの基礎診断」活用方針を定め、同方針に基づき、各校において「基礎学力定着のための指導計画」を策定しました。今後は、同指導計画におけるPDCAサイクルの確立に向け、学校訪問等を通じた指導・助言を行っていきます。

次に、「基本的方向性4：障がいや多様な教育的ニーズに応える」です。ここ

では、「障がいのある子供の学びを支えます」を重点取組としています。

主な取組ですが、個別の教育支援計画による引継ぎに係る実態調査を実施し、計画作成及び引継ぎに関するガイドラインを作成・発出しました。進学・就学先への引継ぎにおける個別の教育支援計画活用のための支援が必要です。

また、「かもと稲田支援学校」「鏡わかあゆ高等支援学校」の整備を進め、令和3年4月1日に開校しました。「県立特別支援学校整備計画」等に基づき、既存校の整備を進めていきます。

なお、指標の状況については右側を御覧ください。それぞれの指標や令和2年度の実績等を掲載しています。

続いて4ページをお願いします。次に、「基本的方向性5：キャリア教育の充実とグローバル人材の育成」についてです。ここでは、「英語教育日本一を目指します」「進学や就職の夢を叶えます」を重点取組としています。

主な取組ですが、1点目として県立高校でインターンシップを実施していますが、普通科生徒のインターンシップ体験率向上が課題になっています。

2点目は、中学生の外部検定試験受験料を補助する市町村に対し、その1/3を補助しました。受験率は上昇したものの、合格率が若干低下しており、英語力向上のための着実な取組を進めていきます。

3点目です。一部の高校の授業に即興型英語ディベートを導入しました。また、低所得世帯の高校2年生に外部検定試験の受験料を補助しました。即興型ディベートの全高校への普及、受験料補助の活用を促進します。

次に、「基本的方向性6：魅力ある学校づくり」についてです。「魅力ある学校づくりを進めます」を重点取組としています。

主な取組ですが、外部有識者からなる「県立高等学校あり方検討会」を設置し、提言をもとに魅力ある学校づくりに向けた取組の方向性をまとめました。令和3年度から令和6年度の4年間で計画的に魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。

また、計画期間を2030年度までの10年間とする「熊本県立学校施設長寿命化プラン」を策定しました。同プランに基づき、順次、長寿命化改修を推進していきます。

次に、「基本的方向性7：子供たちの学びを支える」についてです。ここでは、「教員の指導力向上を図ります」「ICT教育日本一を目指します」を重点取組としています。

スーパーティーチャーの指導・助言により教員の指導力向上を図りました。スーパーティーチャーのさらなる活用及び増員が必要です。

また、県立高校の1/3校に当たる先行実践校及び特別支援学校（小中学部）の端末整備が完了しました。未整備校への早急な整備を進めるとともに、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

次に「基本的方向性8：文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。

主な取組ですが、学校や地域でのスポーツ活動充実を図るための市町村向け研修会等を実施しました。総合型地域スポーツクラブの更なる設置促進及び指導者の育成と活動内容の質向上が必要です。

また、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化した「熊本県文化財保存活用大綱」を策定しました。大綱の各項目に定めた取組を順次実行に移していきます。

最後に「基本的方向性9：災害からの復旧・復興」についてです。

主な取組ですが、令和2年7月豪雨で被災した県立学校5校は、令和2年度に1校の復旧が完了しました。また、同じく被災した市町村立学校15校は、令和2年度に7校の復旧が完了しました。特に被害が甚大な球磨村立渡小学校について、球磨村、国、県で連携を取り、必要な支援を行っていきます。

指標の状況については、右側を御覧ください。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 西山委員

意見になりますが、3点あります。

まず、インターンシップについて、県立高校において必修科目には出来ないのでしょうか。例えば、実体験のインターンシップだったら1単位、リモートでのインターンシップだったら0.5単位等、皆がリモートだったら2回ぐらい受けられると思うのですが、何か必修科目にはならないかなというのが1点です。

2点目がICT活用の先生方の指導力という部分で、今世の中にKMS、ナレッジマネジメントシステムというツールがあります。そういうものを取り入れると、先生方がこれを教えてください、あるいは、自分はこのようにして良い研修をした等、そういう知見、実経験での疑問や成功事例等をどんどん共有しながら勉強していく、現場で分からないことを聞いて誰かがこれに答えてくれるという仕組みがあるのですけれども、そのKMSを検討いただいたらいかがかなというのが2点目です。

3点目は、基本的方向性の1番目にありますが、やはり家庭教育というのは非常に重要なポイントです。そこについて、家庭学習ノートというのを以前、熊本県でも使われていたと思うのですが、そのようなものの活用を進めていただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

## 高校教育課

高校教育課です。1点目のインターンシップを必修科目にという委員の御指摘ですが、必修となりますと学習指導要領の国の法的な縛りもあり、そういう部分は大変難しいところがあります。しかしながら各校長には、特に普通科のインターンシップ率を上げるということで、今取り組んでいただいていますので、しっかりと目標値を達成していきたいと思っています。

令和2年度の実施実績は委員へも御案内のことかと思いますが、コロナ禍の状況で、実際直接受け入れが少なくなって出来なかったという状況が1点と、バーチャルインターンシップということで、17校が昨年取り組んでいます。延べ320人の生徒が参加していますので、リアルとバーチャルと含めながら、実際には県独自の必須のような形で取り組めるよう、しっかりと推進していきたいと思っています。

## 教育政策課

2点目のICTに関してのKMSへの提案ということで、今までは県で、教職員の指導力向上に向けて、昨年11月に策定をしました研修のパッケージを体系的に教職員に提供して、かなり受講率も上がってきている状況です。

今、委員の御指摘にありましたように、双方向での好事例の展開ですと、まさにGIGAスクールプロジェクトという形で、教育事務所単位にある程度ICTを先進的に進めている拠点地域や中心校を指定させていただいて、そこを中心にその管内の他の小学校・中学校に好事例等を展開していくという取組を進めてい

るところです。

今提案のあったナレッジマネジメントシステムについても、その効果等を見ながら、導入についても検討させていただければと思っています。

### 義務教育課

義務教育課です。3点目の家庭学習ノートについてです。各種全国学力調査や県学力調査において、本県の子ども達は他の各県に比べて家庭学習の習慣がっていないという結果が明らかになっています。やはりそれは授業等の内容と関連した内容が家庭学習で出されていること、また一人でも家庭学習に取り組めるような難易度や量であること、そこに工夫がまだまだ足りないのかなということをご各教育事務所から聞き取っています。その家庭学習ノートの活用も含めて、子ども達が主体的に学習に向かえるように、これからもいろいろな実態を踏まえた上で、好事例等を各学校に周知していきたいと思っています。

### 教育長

はい、田口委員。

### 田口委員

西山委員の2つ目のコメントに対してです。

コロナの中でオンライン教育が附属中学校・小学校で始まったのですが、ちょっとしたところをつまずいて、それがなかなかネックになって前に進まないという困りごとをネット上に共有して、「なるほど、こうなんだ。」ということで割とスムーズにいき、教育をやっている中で効果的だったというのがあります。

学校単位の中でそういうシステムが出てきたり、教育事務所単位、または県立教育センター等、県全体を統括するような情報共有のシステムが出てきたりすると良いなと思いました。非常に効果的だったと私たちは見えています。

もう1つですが、学校の先生方だけではなかなか進められないところがあります。ICTの支援員を各地域に配属されていると思いますが、その方々が積極的に支援していただくと、学校の先生方も思い切っているいろいろなことにチャレンジできるのではないかなと思っています。以上です。

### 教育政策課

教育政策課です。御提案ありがとうございます。情報共有は、やはり大事だという御指摘だと思っています。我々も教育センターや本庁、それから教育事務所、そういう所でお互いに何が必要な情報で何が足りないのかということは共有させていただくように、既存の教育情報システム等のシステム共有も含めてしっかりと対応していきたいと思っています。

ICTの支援員ですが、今、県立学校で4校に1人程度で配置をしています。今はまだ先行実践校だけなのですが、先ほど財産の取得ということで、残りの3分の2の学校についても端末を整備し、追って10月以降は残りの3分の2についても、4校に1校程度でICT支援員を配置することにしています。しっかりと学校の授業のサポートが出来るように対応していきたいと思っています。

### 教育長

はい、木之内委員。

### 木之内委員

経済的な部分でのいろいろな安心・安全に関係してですが、大学でもコロナの影響で退学している学生がこここのところ目立ってきています。このような件で、今はまずワクチンを打つ等が先なのでしょうが、今後修学が非常に難しい等が随所に出てくるのではないかなと思いますので、是非、体系的にある程度調べて、教

育委員会全体として、個別だけの問題ではなくて、ちゃんと修学が継続できるような力を入れていただけたらと思います。

それから先ほど出ましたインターンシップですが、インターンシップについては非常に良いことだと思います。ただ、受け入れ側のキャパシティの問題と、受け入れ時の普段の実量というものを体験してもらい、いろいろ見てもらうというのは非常に大切ですが、やはり一つは学習として来ているということで、そのポイントや注意するべき点というのは、総合的にきちんと受け入れて下さる企業側にもある程度の説明は必要なのかなと感じなくもないです。そのため、継続的にやっていく上で、受け入れ側に対しても、形によっては経済界の様々な同友会等に対して、ある程度教育委員会として積極的に働きかけを行うと、割と経営者の方々に周知しやすいのかなと思います。個別にやっていたのでは学校側の労力的にも非常に負担がかかると思いますので、定着させていくことについても、何か広げ方のようなものを、工夫していただけたらと思います。

### 高校教育課

高校教育課です。インターンシップの受け入れ企業の啓発・連携については、今本課にキャリアプランニングアドバイザーを1名配置しています。その方を中心に県内の中小企業家同友会と定期的に連絡を取りまして、高校側のニーズと企業側の受け入れ態勢についてのマッチングといいますか、具体的に申し上げますと、今八代東高校の体育コースがまだインターンシップが出来ていませんでしたので、そのケースをモデルにしながら、中小企業家同友会としっかり連携させていただいて話を進めているところです。

### 西山委員

同友会にも話をしてあげてください。

### 田浦委員

家庭教育支援について、「親の学びについて新たな講座を開発し、保護者の学びの機会の確保を図る」と書いてありますが、ここ2年ぐらいコロナの影響でPTAの総会等も開かれていない状況ですよね。その際に、併せて講演会等を実施されていましたが、そういうものも無くなってしまって、確かに保護者の学びの機会というのはこのところ持っていないなと感じています。ここに書かれているのは、子ども達のタブレットを保護者が借りて講演を聞かせていただく等のご事をお考えなのですか。

それからもう1点。いじめに関して、「不登校の生徒が専門家の協力を受けて」ということが書かれていましたが、それはどうして出来なかったのかをお尋ねします。

### 社会教育課

社会教育課です。今、田浦委員御指摘の親の学び講座の機会の提供というところで、子どもが持っているタブレット・パソコン等を使っての、例えばオンラインでの親の学び講座を予定しているかという御質問だと思いますけれども、現在はもっと気軽に出来るようなスマートフォンを使った双方向のオンライン講座を実施しています。なかなかお子さんのタブレットを使ってというところまでは今のところはまだ考えていません。それと、保護者の方のスマートフォンを今やっているところですが、それに加えて学びを止めないということで、基本的には、親の学び講座というのは、参加体験型の講座ですが、何らかの方法で機会を届けるということで、オンライン講座だけではなくて、気軽に学習ができるようなオンデマンド講座、つまり動画配信を昨年度開発し、実施しているところで

す。ここにも出ていますように、就学前は非常に厳しい数字が出ていますけれども、そういう就学前の保育園あるいは幼稚園、保育所等にも御協力いただいて、今精いっぱい頑張っているところです。今年度は、昨年度と比べて今のところは少し上向いた状況です。

### 学校安全・安心推進課

学校安全・安心推進課です。2番目の質問について、まず不登校の状況につきましては、増加しているという状況です。それに対する対応ということで、専門家の指導を受けている割合が増えていないという御指摘ですが、昨年度、最初のスタートである4月・5月が休校になり、そこで少し対応が遅れてしまった部分があるかなと感じています。それと、やはりなかなか面談の機会も難しかったかなというところが一つ要因としてあると思っています。さらには、継続してカウンセリング等を行っている生徒については、継続で出来ていますが、新規についての取組が遅かったのではないかと反省をしています。

そのため、今年度については「愛の1・2・3運動プラスワン」の徹底というところと、事例等が起きましたら、すぐフェイス会議等を開いて一人一人丁寧に指導していくということを、各事務所を通じてお願いしているところです。

### 田浦委員

ありがとうございます。学校から放っておかれているのではないかと感じられるのが一番良くないと思いますので、出来れば積極的に声掛けや結びつきを継続していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

### 吉井委員

ただ今の田浦委員の御意見と似たようなものですが、本当に学校から放っておかれるというのはとても残念なことです。気を付けていただきたいと思えます。

それでこの中のいじめの対応と不登校の対応についてですが、例えば16ページに取組後としていじめへの対応があります。この中で、問題点、課題として、情報集約担当の設置が規定されていますが、実際その役割がまだ明確ではないというのがあります。前からいじめ担当の先生を一人設置してほしいという願いをしまして、おそらくこの情報集約担当者という方がそれに近いものであると私は思っています。しかし、情報集約担当者という方とたくさんの情報を集めて、書類を作って提出するという連絡係のような印象を受けてしまいます。一番大事なことは、全ての教職員の方がいじめのない明るい学校を作る担当であって、その中の責任者という立場でやっていただければと思います。そして人と人をつなぐ担当、例えばいじめられている子とそれ以外の子をつないで仲良くさせる、あるいは先生と生徒をつなぐ、いじめをしている子といじめられている子をうまくつないでいく、そしてまたいじめられている子がいれば地域ともつないでいてほしいです。これは理想論ですが、出来る限り担任を持たずに全ての子どもに対して公平な立場で話ができ、見守ってあげられる人、そして評価をしないで相対することが出来る人、何よりもいじめがあっているけれどもあの先生には相談をしても良いのかなと思える、話を聞いてもらえると生徒が思える先生であることそのものが役割であり、このような人を是非担当にさせていただきたいです。

一人このような担当を付けるとあの先生がいらっしゃるから自分に関係ないと、他の先生がつい手を抜いてしまうようなことではなく、ちゃんとその先生を中心として学校全体でいじめ、不登校のない、それをまた解決できる状況を作ってい

ける人を担当にさせていただいて、様々な仕事内容をこれから明文化されると思いますが、まず一番大事なことは、生徒をよく見ていただくこと、小さな変化に気づく感受性をお持ちのこと、全ての生徒と公平に話ができること、そして相談がしやすい人であることだと思います。そのような立場になれる先生を置いていただければと思います。よろしくお願いします。

#### 学校安全・安心推進課

学校安全・安心推進課です。ただ今御指摘いただきましたとおり、各学校にこの情報集約担当者を配置しています。今年度から、バラバラになってしまう情報を学校としてきちんと集約をしてほしいということと、この先生がそう言うことを相談できる先生なのだということが分かるように、保護者も含めた全体の場で、この先生が情報集約担当者だということを、全生徒・保護者に紹介をしてほしいということをお願いしています。

先日、こころの絆を深めるシンポジウムの中では特化した研修をさせていただいていますし、また8月にも情報集約担当者みのリモート研修をしていきたいと思っています。今御指摘いただきましたような視点でされるような情報集約担当者について、今後も研修等を深めていきたいと思っています。

#### 教育長

他はよろしいですか。どうぞ。

#### 田口委員

基本的方向性2の2つ目が、貧困の連鎖を教育で断ち切るというところで、いろいろな支援をしていただいていること大変ありがたく思います。関連してですが、最近話題になっているヤングケアラーについて熊本県でもきちんと取り組んでいくべきかと思うのですが、もしお分かりでしたら熊本県の状況、調査されているのか等どのような対策を考えておられるのか分かる範囲で教えてください。

#### 学校安全・安心推進課

学校安全・安心推進課です。ヤングケアラーについては、子ども家庭福祉課と一緒に進めています。まず、今年度中に厚生労働省で全国調査をやっていますが、その詳細版を熊本県で取ろうということで、中学生・高校生辺りを対象にアンケートを実施することを今考えています。また、小学生についても、それぞれになかなかアンケートでは難しいところがありますので、各学校等で確認し、調査をしまして、まずは実態の把握をしていくことをやっていきたいと考えています。知事部局とも連携をしていきながら、その後の具体的な相談の方法や支援していただく内容等についても、今後検討を進めていきたいと思っています。

#### 教育長

他は、よろしいですか。

#### 教育長

それでは、この件につきましては原案どおりに可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございました。

○議案第3号 「令和6年度からの熊本支援学校高等部の募集停止及び熊本はばたき高等支援学校の重複障がい学級の募集開始について」

#### 特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第3号「令和6年度からの熊本支援学校高等部の募

集停止及び熊本はばたき高等支援学校の重複障がい学級の募集開始について」御説明します。

提案理由ですが、県立特別支援学校高等部の募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立特別支援学校学則第4条第2項の規定により、教育委員会で定める必要があるためです。

上段の四角囲みを御覧ください。提案の内容は、「1 熊本支援学校高等部は、令和6年度から募集停止する。なお、令和5年度入学生が卒業する令和8年3月まで同校高等部は存続する。」、「2 熊本はばたき高等支援学校は、令和6年度から重複障がい学級の募集を開始する。」ことの2点です。

2ページを御覧ください。今回の提案の経緯について御説明します。

これまで、熊本支援学校の在籍者増加に伴う過密対策として、平成23年に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、取り組んできました。

資料、中程の上の表を御覧ください。熊本支援学校の一般学級、知的障がいのみ有する生徒が学ぶ学級のことを示す一般学級についての関連整備に伴う1学年あたりの学級数の推移を示しています。平成23年には、熊本聾学校内に東町分教室を設置して受入を拡大し、平成31年には、更なる増加に対応するため、東町分教室を統合する形で、熊本はばたき高等支援学校を開校しました。令和6年からは募集停止を行い、熊本はばたき高等支援学校に高等部の機能を移すものです。

次に、下の表を御覧ください。これは熊本支援学校で学んでいたいわゆる重度重複障がいのある生徒の、関連整備に伴う学級数推移です。

重複障がい学級は、一般学級と異なり、学年をまたいで3人1学級となっていますので、上の表の1学年の学級数より大きな数字になっています。平成26年に熊本かがやきの森支援学校を開校して、熊本支援学校で学んでいた重度重複障がい児童生徒の受入機能を移動させることで、重度重複障がいの教育充実と熊本支援学校の過密解消を併せて図ったところです。熊本かがやきの森支援学校を開校した平成26年度以降も熊本支援学校に1～2学級重複障がい学級が存続しているのは、障がいの程度が重度ではないものの重複障がいを有しているため、手厚い支援を受けつつ熊本支援学校での教育がふさわしい児童生徒がいるためです。令和6年からは、この重複障がい学級の受入を熊本はばたき高等支援学校で開始するものです。

ページの最下段を御覧ください。今後の受検者を予測しましたところ、熊本市内に設置されている知的障がいを対象とする特別支援学校は、県立の熊本はばたき高等支援学校に加え、国立の熊大教育学部附属特別支援学校及び熊本市立平成さくら支援学校がありますが、今後、この3校で受入れが十分できるものと考えています。

お手元の資料の、3ページを御覧ください。

ページ上段右側の表は、令和7年度までの熊本支援学校高等部の在籍イメージを表しています。令和4年度の入学志願者を二重丸で示していますが、3年生になった際に1年生が入学しないことから、集団規模の縮小による生徒同士の学び合いの状況の変化や指導内容の変更等が生じることから、事前に十分な周知を図る必要があるためです。

最後に、「3 今後の対応について」ですが、令和6年度からの熊本支援学校

高等部の募集停止に伴い、熊本はばたき高等支援学校へ入学志願者が集中することも懸念されますが、今後、整備の目的である「可能な限り身近な特別支援学校」への進学について理解啓発と周知を図り、特定の学校への入学志願者の偏りがないように教育委員会として留意していきます。

以上、御審議をよろしくお願いします。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 田口委員

その時々ニーズや状況に合わせて学校を改編されてきたことがよく分かりました。最後に説明があった3ページの「可能な限り身近な特別支援学校」への進学、できるだけ移動距離、通学時間が短く済むような状況の方が、通学する生徒、保護者にとっても安全で安心な通学になると考えます。一方で、いろいろと特色のある学校ができるたびにそこが評価されて遠方から入ってくる生徒が増え、それに対応して、その学校の近くの生徒が別の学校に進学せざるを得ない状況があると聞いています。今後、そのような状況にどう対応していくのか指針があれば教えてください。

#### 特別支援課長

特別支援教育課です。特別支援学校の通学範囲については、現在、全県一区で設けています。理由は、子ども達の障がいの状況によって通学できる力がそれぞれで異なったり、保護者の送迎事情によっては、職場から近く自宅から遠方の学校の方が、都合がよかったり等、様々なニーズに対応するためです。

しかしながら、一昨年前にできました熊本はばたき高等支援学校は非常に大規模な学校で、昨年度は72人の募集定員に対して89人の出願があり、人気が集まりました。1次試験で不合格になった生徒は、2次募集で別の特別支援学校に入学したという経緯があります。しかし、この89人のうち10数名の生徒が、実は自宅から近い場所に同じ教育を行う特別支援学校がありながら、熊本はばたき高等支援学校を希望していました。これまで、県教育委員会では、平成23年度以降、熊本かがやきの森支援学校、熊本はばたき高等支援学校、今年度については、かもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校を開校したり、いくつかの高校の中に分教室を設置したり、今後も高校の余裕教室を利用して高等部を丸ごと移動したりと、さらに過密化の解消を図っていきます。これらは全て、障がいのある子ども達がなるべく地域で学ぶことができる環境をととのえるという目的のもと行ってきたものです。今後は、障がいのある子ども達に対して、身近な地域に十分なアプローチを行う学校があることをしっかりと周知し、一部の学校に集中することがないように平準化を図っていきたいと考えます。

#### 田口委員

引き続き、生徒・保護者のニーズや声を聞きながら、工夫をしてほしいと思います。

#### 教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございました。

○報告（１） 「２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

**教育政策課長**

教育政策課です。報告（１）として、「２月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明します。

趣旨としては、今後の教育委員会における議論の参考としていただくために、報告するものです。

報告（１）を御覧ください。２月に開催された県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。

教育委員会事務局としましても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んでいきます。

簡単ではありますが、報告（１）は以上です。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

**教育長**

よろしいですか。

**教育長**

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

**教育長**

はい。ありがとうございました。

引き続き今後ともよろしくお願いします。

**6 次回開催日**

教育長が次回の定例教育委員会は令和３年（２０２１年）８月３日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前９時３０分から。

**7 閉 会**

教育長が閉会を宣言した。午前１１時３０分。